

審査の結果の要旨

論文提出者: 馮川  
論文題目: 「渾沌の死と生—中国農村基層ガバナンスの苦境とその対応(1980-2015)」  
審査会: 2019年2月22日(金)  
審査委員: 田原史起(主査)、菅豊、阿古智子、山田七絵(アジア経済研究所)、閻美芳(宇都宮大学雑草と里山の科学教育研究センター)

[要旨]

中国の農村問題をめぐる研究は、今世紀以来、中央政府がそれを最重要課題に掲げることで、中国国内では社会的な注目度の高い領域であり続けている。中国人研究者を中心として広範な農村調査データが蓄積され、とりわけ本論文が課題とする「ガバナンス」問題に関しては、現在までに多くの個別研究が生まれ、一定の成果が挙げられている。いっぽう日本をはじめとする国外の中国研究においては、政治的要因による農村の現場へのアクセスの難しさや、あるいは農村自体が日の当たり難い領域であるという事情もあり、本論文が取り組んだような基層の実態はあまり研究されてこなかった。そうした中で、本論文は中国からの日本留学生である著者が、国内農村へのアクセス面での強みをフルに発揮し、湖北省その他で本人が実施したフィールド・ワークのデータを用いて、生々しい現場の実態を日本語によってつまびらかにしたものである。本論文は、個別の政策領域に特化することなく、農業税徴収、土地利用、紛争解決、農田水利、最低生活保障など広範囲にわたるガバナンス問題を扱っており、中国国内で進められてきた農村研究の集大成という意味も持っている。

本論文は序論から結論までを含め8つの章で構成され、分量は参考文献一覧、関連年表を含めて204頁、字数にして27万字余りである。大部にもかかわらず、論文全体の主張は明快である。すなわち政府によって近年来、推進されてきた農村統治の制度化・規範化は、農村社会が備えている「渾沌」すなわち「在来的社会規則」を死に至らしめ、その意図とは逆にガバナンスの苦境を生み出してしまった。したがって、逆説的ではあるが、農村ガバナンスを軌道に乗せていく上では、ある程度の曖昧さ、「渾沌」を残してやる必要があるとする。

以下、各章ごとの内容を要約したうえで、審査結果について述べたい。

第一章は序論である。問題意識として、中国の政策当局と研究者らが農村問題への対処の方策として「規範化」を重視している現状につき、「渾沌」の有用性を見逃すべきではなく、むしろ戦略的に渾沌を活かすべきであり、また渾沌に着眼して農村社会を研究すべきであることが述べられる。さらに、「国家と社会」を主たるフレームとして先行業績が整理

され、社会の「渾沌」に対する国家の側の規範化すなわち「区切り」を鍵概念として本論文全体の分析枠組みが示される。

第二章では、「渾沌」の様態を概観し、中国農村基層ガバナンスの背後に控えている国家目標(経済建設、社会安定、食糧確保、格差制御など)と、国家の目標制御メカニズムについて整理している。このメカニズムは、国家目標の細分化、指標化、上級機関に責任を負う目標責任管理、目標達成を目指した競争激励メカニズム、などからなる。

第三章から七章までは、本論文が主たるフィールドに選択した湖北省稲村においてみられる「渾沌」の論理とその展開を具体的に考察する。まず第三章では、人民公社解体後の1980年代以来、農業税・各種割当金(いわゆる「税费」)の徴収が「中心業務」となった経緯を説明したうえで、徴収のメカニズムと、後にそれが実施困難となった原因を、国家による様々な要素の「区切り」の視点から分析し、それに対する基層幹部側の対応についても論ずる。

第四章では、村民の土地利用についての検討に基づき、従来は柔軟で多機能性を備えていた土地の利用秩序が2000年代以降、硬直化していった経緯と、土地をめぐる社会問題の発生、それに対応するための基層行政側の策略が考察される。

第五章は、村落の紛争解決メカニズムの変化についての考察である。すなわち、旧来の農村社会では調停重視の紛争解決策が採られたのに対し、近代法意識が浸透するにつれて裁判による解決が増加し、過去の出来事や意味が法によって区切られた。それにより民事紛争は却って解決されにくくなってしまった。その困難を克服するために、末端社会の側も近代法を柔軟に、戦略的に用いるようになったとする。

第六章では、農田水利の事例を扱う。従来は「大水利」として、様々な機能が一体化していた空間の構造に、人民公社解体後にやはり「区切り」が導入され、断片化していったメカニズムが解明される。中型ダムとポンプ・ステーションにより有機的につながっていた人民公社時代の水利システムが、農家単独の井戸による効率の悪い灌漑に移行していく過程が描かれる。この問題への対応策として導入されたのが、「一区画の土地を単位として請け負う」(連片承包)方式であった。

第七章では、農村最低生活保障が「ニーズ」(必要)を満たす資源から「ウォンツ」(欲求)を満たす資源へ移行する過程が明らかにされる。そこではまず、農民の階層構造が分析された結果、村民の収入価値は曖昧であり、実際に貧困世帯を特定することは困難であることが示される。このため、収入価値を明確に区切る発想に基づく最低生活保障は必然的に混乱をもたらし、結果として基層幹部の側は、この政策の趣旨に反して柔軟な資源分配の対応策を採るようになった。

以上を踏まえ、第八章では結論が導かれる。ここまで議論してきた中国農村基層ガバナンスの各事象を「渾沌」のフレームから再整理し、ガバナンスの苦境が発生するメカニズムとそれを食い止める「渾沌」の役割が論じられる。また、政治・社会・経済という三つの次元から「渾沌」が消失しない中国の社会環境の特質が明らかにされる。そして最後に、

目標と規則という二つの次元で過去の日本と現在の中国の事情を比較し、中国農村基層ガバナンスの「渾沌脱出」の可能性について見通しを述べている。

以上が本論文の概要であるが、その学術的貢献として、以下の三点を指摘できる。

第一に、従来、あまり知られてこなかった基層ガバナンスの実態を詳細な事例を用いて明らかにしたことである。本論文で著者は、国家の制度や政策の変遷をしっかりと踏まえつつも、基本的には、農村の現場に発生している「問題」や「もめ事」に着眼して事例を観察・記述するアプローチを採用している。そこでは、章立てに現れた通り①農業税徴収、②土地利用、③紛争解決、④農田水利、⑤最低生活保障という近年の中国農村ガバナンスをめぐる主要な問題領域のそれぞれについて、具体的な「出来事」の流れを中心に描き出している。稲村の村民個人々の性格や家庭内の事情にまで踏み込んだ綿密な記述は、著者の現地調査能力・情報収集能力が卓越したものである点を示している。さらに、本論文は自らのフィールド・データに止まらず、中国国内の研究者らによる各領域についての個別研究の知見をも渉猟・統合しており、本論文にいわば中国農村ガバナンスの「事例集」としての意義を持たせることに成功している。土地分配や紛争処理をめぐる本論文の詳細な事例研究には、今後、新たな問題領域に向けて発展していく可能性も見いだせる。

第二に、以上の事例研究に留まらず、本論文は、これまでの「常識的な」思考を覆し、いわばパラダイム・シフトを迫る斬新な論点を提出している。荘子の渾沌説話を隠喩として用いつつ、近代国家のガバナンスにおいて、曖昧さを排除して「制度化・規範化」を進めることは当然、好ましいことであるという通念を、説得的に批判し得ている。前述したような、一見してバラバラに見えるガバナンスの諸領域が、国家の「規範化」による渾沌の「死」と、「在来的社会規則」が保持されたことによる「生」すなわち復活という一つのストーリーでつながっていた点が、克明な筆致で生き生きと描かれている。この領域横断的な「渾沌の死と生」という大きなストーリーの発見は、それ自体が中国社会の構造的特質の指摘として重要であると同時に、有効なガバナンスのためには逆にこれを活かし、利用すべきであるという政策的インプリケーションにも富んでいる。

第三に、本論文は著者の日本留学の成果として、日本語で書かれた中国農村のモノグラフとしても貴重なものである。さらに、本論文は中国農村研究の枠内に留まることなく、日本の農村社会学や日本農村史の成果をも旺盛に吸収しており、終章を中心として随所に日中比較の視点を取り入れている。その意味で、「一見して制度と規範が社会の隅々まで浸透しているように見える日本でも、過去の時期や、あるいは領域によっては混沌が生きている」という発見が、本論文全体を支えている点は重要である。こうした点から、本論文は中国国内だけに意識を集中させた先行研究に比較すれば、よほど視野の広いものとなっている。

以上のようなメリットが明らかであるいっぽう、審査員からはいくつかの疑問点も提出された。例えば、①国家による規範化の背景には公共投資の管理や汚職問題など、「混沌」のもつマイナス面へ考慮があるという事情が十分に踏まれられていないように思える点、

②本稿は「渾沌」を再評価する趣旨を持ちながら、終章の部分では「渾沌脱出」について論じ、全体の主張が揺れているように見える点、③全体の記述において、国家=社会、あるいは近代法=それ以外というやや単純に過ぎる二項対立図式が前提とされている点、④民主主義国家における「ガバナンス」とは異なる中国の「治理」(ガバナンス)への留意が不十分に見える点、さらに⑤ガバナンスの領域ごとの差異(「渾沌」復活のメカニズムやタイミングなど)への留意が見られない点、などである。

ただし、このような疑義は、諸領域を横断してスケールの大きな枠組みの中に位置づけることを目的とする本論文の記述スタイルに関連したもので、その意味で副次的な問題であるともいえる。それらは決して本稿が中国農村政治・社会の研究にもたらした新しい知見と、理論的・実践的価値を減ずるものではない。以上を総合的に考慮し、審査委員会は本論文が博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定する。